

近年の知財行政の歩み

2025年10月23日

特許庁 審判部長

野仲 松男



本日のトピック

1 特許審査の取組の変遷

2 特許庁全体の施策と取組

1 特許審査の取組の変遷

特許審査の取組の変遷

◆ 2002年に知的財産基本法が成立し、2003年に知的財産推進計画が策定されて以降、特許庁は「知財立国」、「知財エコシステム」の実現に向けて、**10年単位で目標を定め、審査体制の強化**を行い、特許審査の改革に取り組んできた。

第一期 (2004~2014)

第二期 (2014~2024)

第三期 (2024~)

特許審査の迅速化・効率化

世界最速・最高品質・国際展開

世界最高の特許審査を通じた
イノベーションの創出支援

- ✓ 審査順番待ち期間(FA期間)を11か月に短縮
 - システムによる審査業務の効率化
 - 民間能力の活用による審査業務の効率化
 - 審査官の増員

- ✓ 特許の「権利化までの期間」(STP)を平均14月以内、FA期間を平均10月以内
- ✓ 「世界最速・最高品質」の審査を実現
- ✓ アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイの対象国を拡充

- ✓ 特許審査のレジリエンス向上による迅速性の堅持
- ✓ 「強く・広く・役に立つ権利」の創出
- ✓ 審査官を通じた知財外交を推進
- ✓ スタートアップ、地域中小企業、大学等に対する審査官によるプッシュ型支援

特許審査の迅速化・効率化（第一期）

- ◆ 特許審査の遅れを解消し、**FA期間を11か月に短縮**することで、世界トップレベルまで特許審査を迅速化。

（1）システムによる審査業務の効率化

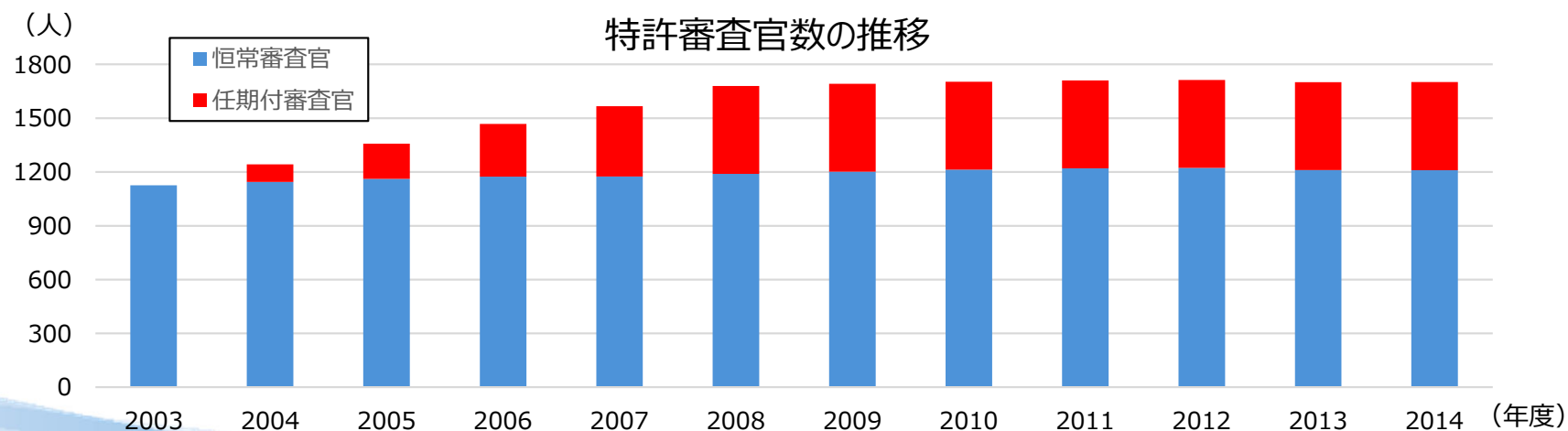
- ・ 分類付与、先行技術調査の一部にシステムを活用し、迅速化や質の向上に貢献。

（2）民間能力の活用による審査業務の効率化

- ・ 登録調査機関を利用することで、本願理解・先行技術調査を行う時間を短縮し、迅速化に貢献。

（3）審査官の増員

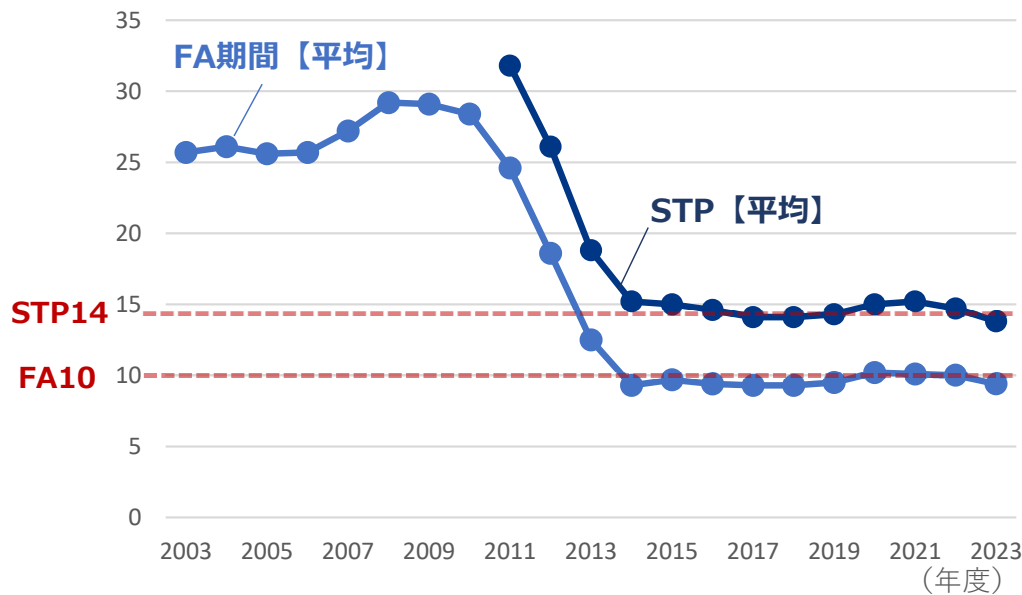
- ・ 任期付審査官を登用することにより、審査体制を強化



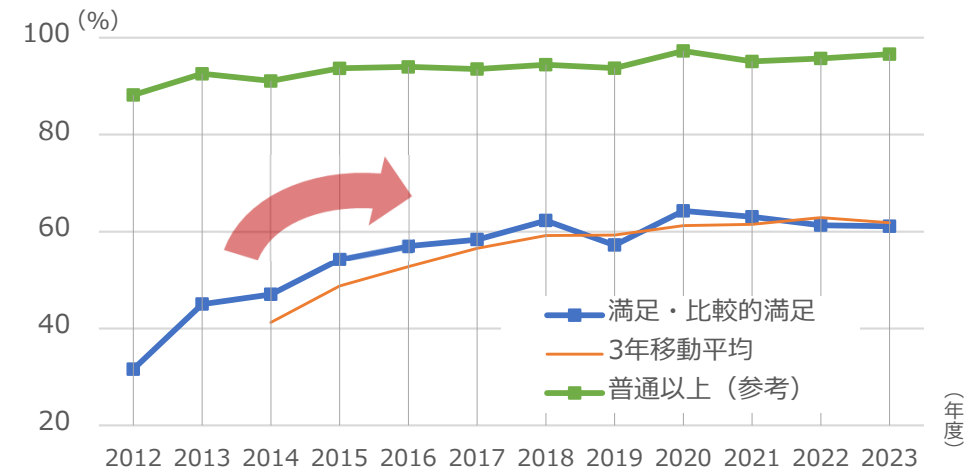
世界最速・最高品質・国際展開（第二期）

- ◆ 2023年度までに、特許の「権利化までの期間」(STP)を平均14月以内、FA期間を平均10月以内。
- ◆ 外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現。

FA期間、STPの動向



国内出願における特許審査全般の質



- ユーザー評価調査における特許審査全般に対する上位評価（満足・比較的満足）の割合は**大幅に上昇**。
- グラフ横軸は原則として「調査年度」を示し、各年度調査はそれぞれ「前年度の」特許審査の質についての評価を示す。

世界最速・最高品質・国際展開（第二期）

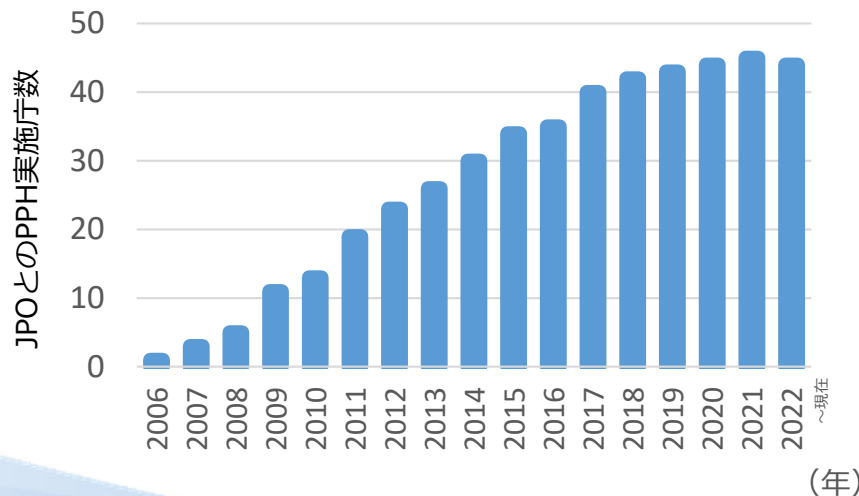
◆ アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充。

◆ 特許審査ハイウェイ（PPH）

PPHとは、先行審査庁である第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、後続審査庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようになる枠組み。海外での迅速な権利取得を支援。

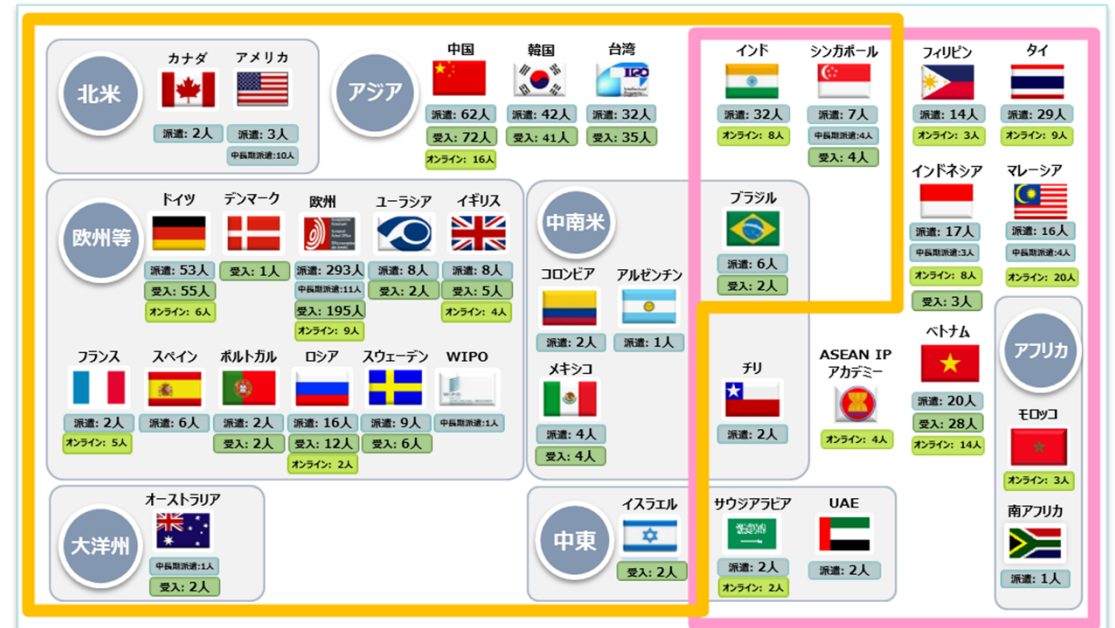
◆ 国際審査協力

海外特許庁と相互に特許審査官を派遣し、審査実務の調和の推進、日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより、我が国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援。



国際審査協力実績（2000年4月から2025年3月末までの延べ人数）

※多数国に対する研修等は除く



審査官協議 国際研修指導教官による研修

これまでに35の知財庁・組織と実施

世界最高の特許審査を通じたイノベーションの創出支援（第三期）

- ◆ 政府全体の施策において、スタートアップ、大学や地域中小企業に対する支援を通じ、日本全体のイノベーションの創出・経済活性化につなげていくことが求められている。

スタートアップにおける知的財産

- スタートアップの経営資源では、ヒト・カネ・情報が不足していることから、スタートアップの企業価値は革新的技術・アイデアに集約。
- スタートアップの成長には、革新的技術・アイデアにより
 - (1) 競争優位な収益を得る仕組みの構築
 - (2) 資金調達を受ける際の優位性の確保、等が求められるため、革新的技術・アイデアを知的財産として迅速に保護し、国内外で活用していく必要。
- すぐに使える特許を国内外で取得できるよう、迅速かつ質の高い特許審査や国内外での活用につながる“プッシュ型支援”が不可欠。



- ✓ 特許を出願したスタートアップやその代理人に対して、特許庁側から電話やメール等で積極的に連絡を取り、各種支援策を紹介してそれらの活用を促進。
- ✓ 特に、支援策の一つであるスタートアップ対応面接活用早期審査※では、特許審査官がきめ細やかなサポートを提供し、事業に即した、質の高い権利の早期取得に向けて支援。

(※) 一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげる施策。さらに、通常より早期の審査スピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得可能。

2

特許庁全体の施策と取組

ユーザーニーズ・時代に即した制度への対応・改正

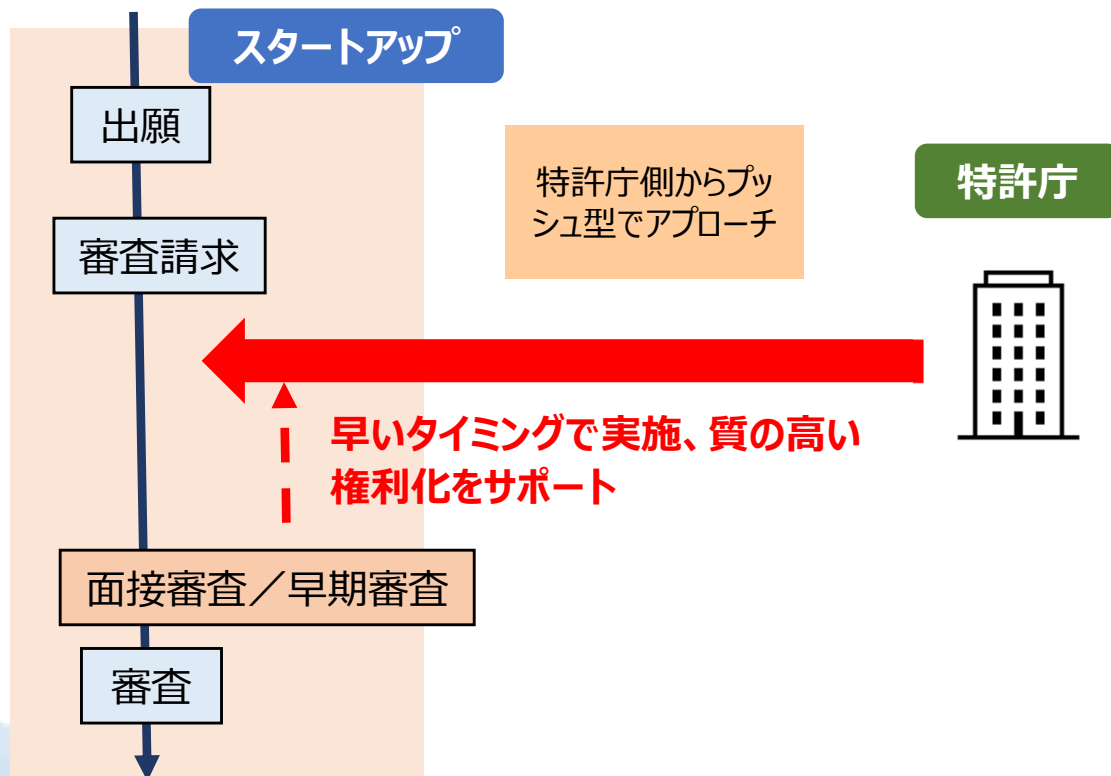
◆ ユーザーニーズや時代の変化に応じたブランドの適切な保護、イノベーション促進、競争力強化等のため、**産業財産権制度の改正**を通じて、環境整備を推進。



イノベーション創出に向けて

- ◆ 特に支援すべき対象である**スタートアップ**に対して、**特許庁側からプッシュ型でアプローチ**。スタートアップ対応面接活用審査（面接の実施、スーパー早期での対応）等を紹介し、活用を促進。
- ◆ 中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関として、情報提供・研修・相談業務等を実施してきたが、**さらなるワンストップ知財支援の実現に向け、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）法を改正し、機能を強化**。

特許庁側からのプッシュ型アプローチ（PASS※）



INPIT法の改正

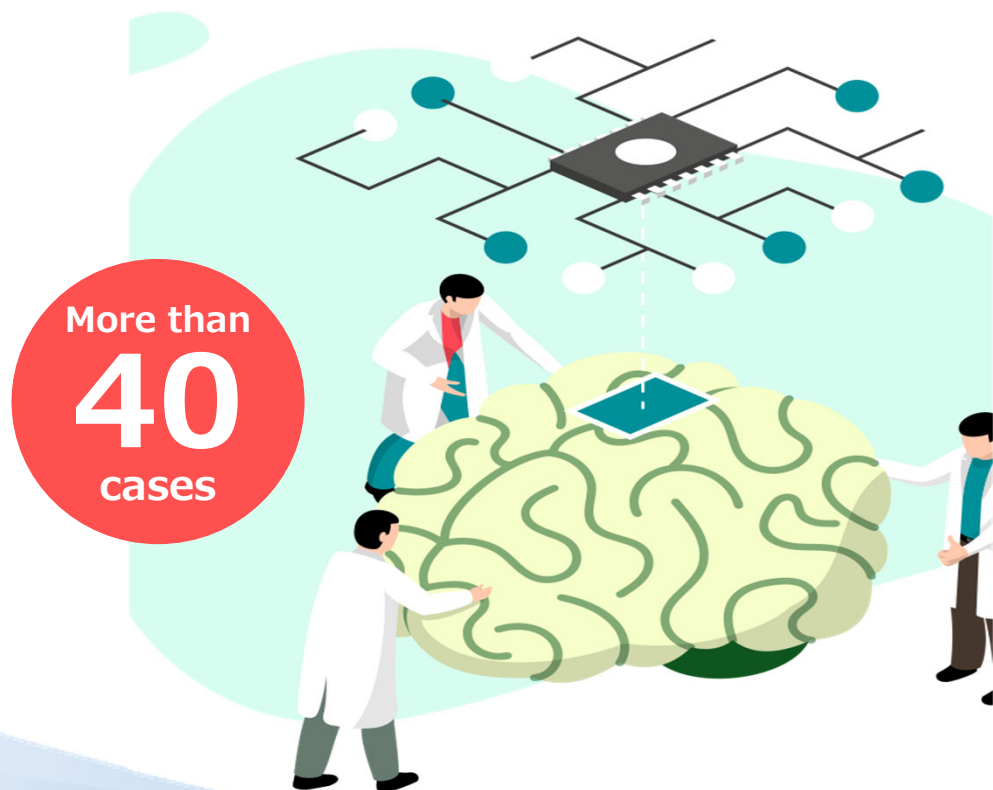
INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務を追加するほか、INPITの目的規定にも、こうした助言・助成業務を明記することで、今後のINPITの主要業務として位置付ける。



（※）「Push-type Assistance Service for Startups」の略称。また、スタートアップに支援策を手渡し（Pass）、権利取得のプロセスを円滑に通過（Pass）できるよう支援するという意味合いも込めた呼称。

審査・審判実務のあり方の不断の見直し

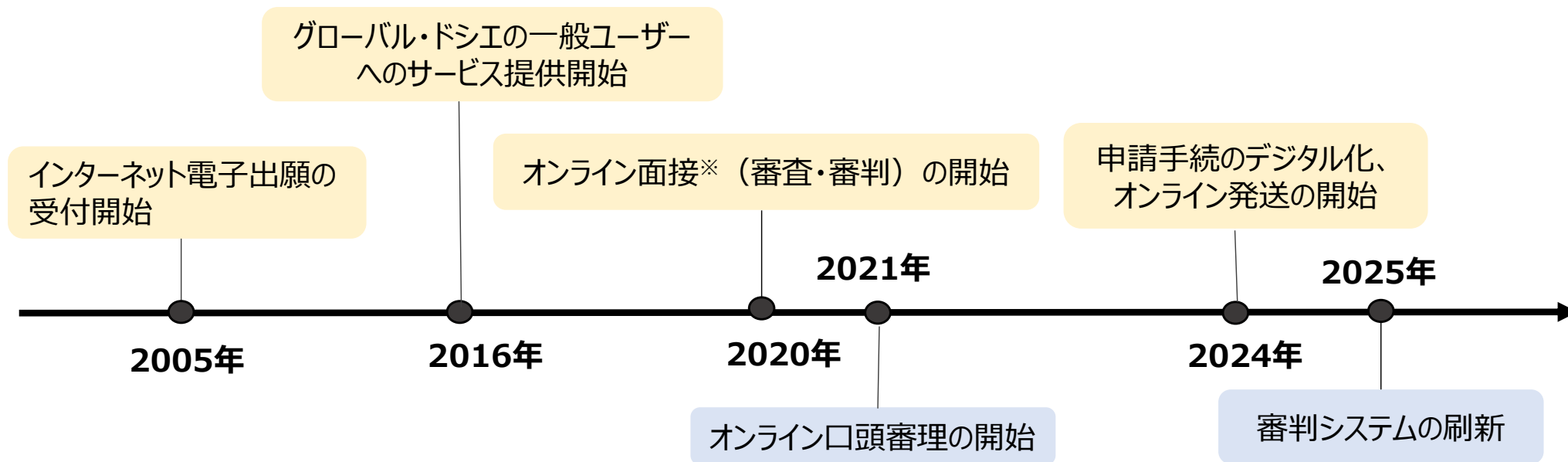
- ◆ 特許の審査基準について改訂を行うと共に、技術分野別の審査に関する取組（例えば、AI関連技術、食品に関する事例の公表）を実施。
- ◆ 産業界、弁理士、弁護士及び審判官という各々立場の異なる審判実務関係者が一堂に会して審決や判決についての研究を行う「審判実務者研究会」を開催し、その成果を公表。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバーとして参加。



審判実務者研究会

ユーザーフレンドリー、デジタル化への対応

- ◆ 迅速な審査・審判の実現等、ユーザーへのサービス向上の観点からデジタル化を推進。
- ◆ 審判においては、オンライン口頭審理を開始し、無効審判請求書や異議申立書等のこれまで電子申請できなかった申請書類の電子的な提出（電子特殊申請）を可能とすることで、ユーザーの利便性を向上。



(※) 従来実施していたテレビ会議システムによる面接に加えて、Webアプリケーションを利用した面接を包含。

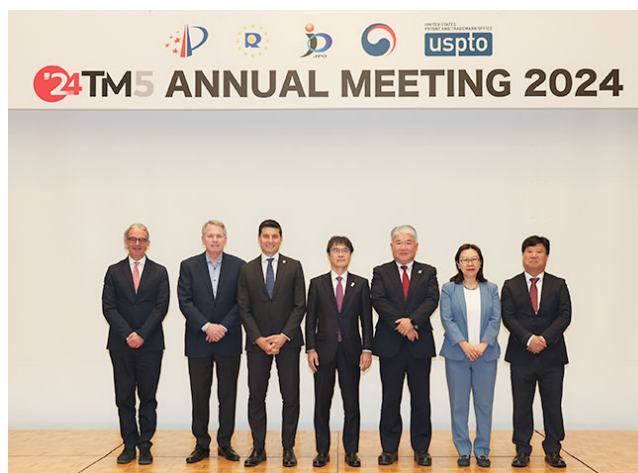
Reference: https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_DX_2023_02.pdf

国際協力・国際支援

- ◆ 特許庁では、グローバルな知的財産環境の整備に向けて様々な枠組みで海外特許庁と会合を開催。
- ◆ 審判部でも、知財紛争の国際化に対応するため、各国・地域との審判に関する交流を積極的に進め、国際的な紛争処理システムの透明性向上に努めている。



五庁長官会合



商標五庁会合



意匠五庁会合



日ASEAN特許庁長官会合



五庁審判部ハイレベル会合



国際知財司法シンポジウム

ありがとうございました

